

【 手術 】

807 麻酔薬の算定がない創傷処理の算定について

《令和8年3月31日》

○ 取扱い

麻酔薬の算定がない、K000 創傷処理「4」筋肉、臓器に達しないもの（長径5センチメートル未満）の算定は、原則として認められる。

○ 取扱いを作成した根拠等

K000 創傷処理「4」筋肉、臓器に達しないもの（長径5センチメートル未満）には、無麻酔又は薬価が15円以下の少量の麻酔剤を用いて行う場合がある。

以上のことから、麻酔薬の算定がない、K000 創傷処理「4」筋肉、臓器に達しないもの（長径5センチメートル未満）の算定は、原則として認められると判断した。